

一般社団法人日本医療薬学会 利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本医療薬学会（以下、「本法人」と略す）は、その活動において社会的責任と倫理性が求められていることに鑑み、利益相反マネジメント規程を策定する。その目的は、本法人が会員の利益相反状態を適切にマネジメントすることにより、研究結果の発表やそれらの普及、啓発を、中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、医療薬学の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすことにある。

(対象者)

第2条 利益相反状態が生じる可能性がある下記の対象者に対し、本規程を適用する。対象者は別途定める様式に従い、各々定められた期日までに自己の利益相反について申告しなければならない。

- 1) 理事、監事、年会長、次期年会長、次々期年会長、公開シンポジウム実行委員長、各委員会委員長（小委員会を含む）、事務局長
- 2) 別途定める特定委員会の委員
- 3) 本法人が発行する会誌の投稿者（すべての共著者）
- 4) 本法人が主催する学術集会等での講演者・発表者（筆頭者のみ）
- 5) 本人ならびに配偶者、一親等の親族、収入・財産を共有する者

(開示の範囲)

第3条 開示する利益相反の範囲については以下に定める。

- 1) 理事、監事、年会長、次期年会長、次々期年会長、各委員会委員長（小委員会を含む）、事務局長、特定委員会の委員（以下、「役員等」と略す）は、過去2年間のすべての利益相反を開示する。
- 2) 本法人が発行する会誌の投稿者（すべての共著者）、本法人が主催する学術集会等での講演者・発表者（筆頭者のみ）は、投稿内容あるいは発表内容に関連する事項を開示する。

(開示の方法)

第4条 開示の時期および方法については以下に定める。

- 1) 役員等は、就任時および1年に1回、利益相反自己申告書を提出する。

- 2) 投稿者は、投稿時に論文原稿とともに利益相反自己申告書を提出する。全共著者の利益相反情報は出版時に論文末尾に印刷される。
- 3) 本法人が主催する学術集会等の講演者・発表者は、発表時に定められた形式で開示する。

(開示すべき項目)

第5条 開示すべき項目については以下に定める。

- 1) 企業または営利を目的とした団体の社員、役員、顧問職については、1つの企業または団体からの報酬額が年間100万円以上。
- 2) 株の所有については、1つの企業についての1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、あるいは当該企業の全株式の5%以上。
- 3) 企業または営利を目的とした団体からの特許権使用料が年間100万円以上。
- 4) 企業または営利を目的とした団体から、会議の出席（講演・座長）等に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業または団体からの年間合計が50万円以上。
- 5) 企業または営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業または団体からの年間の原稿料が合計50万円以上。
- 6) 企業または営利を目的とした団体が提供する研究費または奨学寄付金（指定寄付金）については、1つの企業・団体から支払われた総額が年間100万円以上。
- 7) 訴訟等に際して企業や営利を目的とした団体から支払われる顧問料及び謝礼については、1つの企業・団体から支払われた総額が年間10万円以上。
- 8) 企業や営利を目的とした団体から寄付講座の提供を受け入れている場合、あるいは申告者の給与が寄付講座または企業等からの外部資金によってまかなわれている場合に記載する。
- 9) 企業や営利を目的とした団体から研究員・非常勤講師・客員教員・社会人大学院生等を受け入れている場合に記載する。
- 10) その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）については、1つの企業または団体から受けた報酬が年間5万円以上。

(利益相反自己申告書の取扱い)

第6条 本規程に基づいて本法人に提出された利益相反自己申告書及びそこに開示された利益相反情報は、本法人事務局において会頭を管理責任者とし、個人情報として厳重に保管・管理される。法人は本情報を扱う事務職員を限定する。

2 利益相反情報は、本規程にて定めた事項を処理するために利益相反委員会が審査する。

3 申告者の利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、利益相反委員会の審議の後、理事会の承認を得て、当該利益相反情報のうち必要な範囲を本法人内部に開示あるいは社会へ公開する場合がある。

4 開示された利益相反情報の保管期間は、役員等の任期終了後 2 年間とし、その後は会頭の監督下で廃棄される。ただし、その保管期間中に利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、理事会は当該利益相反情報の廃棄を保留できるものとする。

(指針違反者への措置)

第 7 条 利益相反委員会での審議の後、理事会が重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には以下の措置を取ることができる。

- 1) 本法人が主催するすべての集会での発表の禁止
- 2) 本法人が発行する刊行物への論文掲載の禁止
- 3) 役員就任の禁止、委員会への参加の禁止、認定資格の停止

(規程の改廃)

第 8 条 本規程は、利益相反委員会の発議を経て、理事会の決議をもって変更できるものとする。

附 則

- 1 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は別途定める。
- 2 本規程は平成 26 年 2 月 28 日から施行する。

一般社団法人日本医療薬学会 利益相反マネジメント規程運用細則

一般社団法人日本医療薬学会（以下、「本法人」と略す）利益相反マネジメント規程（以下、「規程」と略す）の実施に際し必要な事項を、利益相反マネジメント規程運用細則（以下、「細則」と略す）に定める。

（利益相反委員会）

第1条 利益相反委員会は若干名の社員によって構成する。ただし、会頭、副会頭、監事は利益相反委員会委員となることはできない。

（特定委員会）

第2条 規程第2条2項にある特定委員会は、編集委員会、年会組織委員会、出版委員会、企画・シンポジウム委員会、利益相反委員会、抗がん薬プロフィール小委員会とする。

（細則の改廃）

第3条 本細則は、利益相反委員会の審議によって変更できるものとし、理事会へ報告する。

附 則

1 本細則は平成26年2月28日から施行する。